

# 平成20年度 第4回 府中市景観審議会会議録

- 1 開催年月日 平成20年8月28日(木) 午後3時開会  
午後5時閉会

## 2 出席者(五十音順)

- (1) 審議会委員
- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 加 | 藤 | 幸 | 枝 |
| 亀 | 山 | 章 |   |
| 杉 | 山 | 恵 | 美 |
| 高 | 谷 | 時 | 彦 |
| 竹 | 内 | 章 |   |
| 田 | 中 | 友 | 章 |
| 田 | 村 | 晴 | 子 |
| 中 | 根 | 勝 | 士 |
| 横 | 山 | 貫 | 治 |

## 3 議事日程

日程第1 府中市景観ガイドライン(屋外広告物編)(案)について

日程第2 その他

- 1 コスモアベニュー府中浅間町景観協定について
- 2 コスモアベニュー府中幸町景観協定について

## 4 議事

(I) 日程第1について

【審議結果】 継続審議とする。

審議会意見

ア 窓面広告物について

次のような意見があった。

- ・ 本ガイドラインでは、屋外広告物条例では適用外のものも誘導できるような内容にする。
- ・ 化粧品販売店やエステ店などにおいては、目隠しと通行人への店のPRの2つの観点からの機能があるので、最小限の表示内容にし、窓面をふさがないようにする。

イ 大型ビジョンは、屋外広告物条例では適用外であるが、本ガイドラインの対象となる広告物に入れるべきである。

ウ 電光掲示板については、屋外広告物条例では適用外であるが、本ガイドラインの「地域分類別のガイドライン」で方針を立てる。

エ P2の「2. 屋外広告物デザインの流れ」という表題は、「屋外広告

物設置の手順」に改める。

オ 景観計画では、「屋外広告物」と表現している部分と「広告物」と表現している部分があり、景観計画の中で表現を統一する必要がある。

カ P5の「看板は商家」という表現であるが、看板を扱うのは商業だけに限定しないので、表現を改める。

キ 文末の表現が「～する」、「～します」と部分によって表現が異なるので、統一させるべきである。

ク 本ガイドラインの中で使用されている写真が、良い例で使用されているのか、悪い例で使用されているのかわからないのでメリハリをつける。

ケ 良い例は写真を使用し、悪い例はイラストなどを使用し、悪い屋外広告物がガイドラインによって良い屋外広告物に変わる様子を段階的に表現するべきである。

コ 共通ガイドラインについて

- ・ 「共通ガイドライン」は、「具体的な配慮事項」などに構成を改める。

- ・ 「(1) 良好な景観形成を推進する屋外広告物」は景観計画の中で位置付けられているが、「(2) 安全や維持管理に配慮した屋外広告物」は景観計画の中で位置付けられていないので、文章の表現に違いが出てしまう。

- ・ 「(1) 良好な景観形成を推進する屋外広告物」についても指針(案)を示すべきである。

サ 地域分類別のガイドラインについて

- ・ ■や●が文頭に使用されているが、序列が分かりづらいので、数字に修正する。

- ・ P12の「8-1 大国魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区 指針(案) ④ 壁面看板」に袖看板を含めるか、検討する。

- ・ 今回は「8-1 大国魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区」のみの例を示しているが、今後、中心部、河川系、緑地系、商業系、住宅地系の5節に区分し、色彩ガイドラインと構成を合わせる。

シ 「種類別のガイドライン」について

- ・ 「はり紙・はり札」は前段で禁止されていると記述しているにも関わらず、指針(案)を示すのはおかしいので、表現を改める。

- ・ 「はり紙・はり札」の、政党のポスターなど長い期間掲出されているものがあるので、取扱いについて選挙管理委員会に確認する必要がある。

- ・ 「自動販売機」については、規制が難しいとは思いますが、企業によっては景観への配慮に取り組んでいるところもあるので、良い事例を写真として示す必要がある。

- ・ 「自動販売機」の指針(案)であるが、景観に配慮した色彩とは具体的にどのような色彩を指すか、明確に記載するべきである。

- ・ 「その他」という項目を作り、対象となる屋外広告物（屋外広告物条例の中で挙げられているもの）に該当しないものの指針についても示す必要がある。
  - ・ 各項目の前文と指針（案）は、重複して記述をしないようにする。
- ス 景観づくりの基本理念と指針（案）とが一致していない部分があるので、もう一度検討する必要がある。
- セ P20の「10. 色彩ガイドライン」という表題は、「屋外広告物が目指す色彩とは」に改める。
- ソ 景観協定の中では、多くの事項を定めることができ、その中で屋外広告物についても定めることが出来る。しかし、景観協定では、区域を定めるなど範囲を限らなければならず、規制が厳しくなる可能性もある。
- タ 地域分類別のルールを作成する中で、景観にもまちづくり誘導地区のような、景観協定等の前段階となる厳しさを緩めた手法を取り入れた方が良い。
- 屋外広告物ガイドラインの策定にあたっては、これらの意見を踏まえて、検討することとする。

(2) 日程第2について

【審議結果】 報告をし、了承を得た。

- 1 「コスモアベニュー府中浅間町景観協定」について
- 2 「コスモアベニュー府中幸町景観協定」について

審議会意見

- ア 開発行為（土地利用）について、まちづくり条例の手続きの中で周辺住民に説明を行っている。
- イ 景観協定を締結する際に、周辺住民に説明を行っていないが、公告後に2週間の縦覧を行うとともに、関係人から意見書の提出期間を設けている。
- ウ 景観協定を締結するには、土地所有者等の全員の合意が必要である。
- エ 景観協定区域は、景観法第81条の規定において、公共施設等を除くと定められているが、景観協定を締結する際には、道路や公園等も区域に含め、包括的に景観形成と維持管理を行っていくことが好ましい。  
本件も含めてその方向で締結することが可能となるよう、関係部署及び機関と協議を行っていくことが重要である。

(3) その他 決定事項

- ア 会議録については、次に開催される審議会で確認を行った後に、議長と議長が指名する委員1名が署名をし、公開を行うこととする。

以上、会議の要旨を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

亀 山

章

委 員 (竹内委員)

竹 内

章